

名古屋市青少年交流プラザ企画委員会実施要綱

(設置)

第1条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）の事業企画・運営について青少年の参画を促し、意見を反映するため、企画委員会を置く。

(構成)

第2条 企画委員会は、委員20人程度をもって組織する。

2 委員は原則として15歳以上（ただし、中学校に在学する者は除く。）34歳以下の者（ただし、18歳未満の者は保護者の同意を必要とする。）で、プラザの設置の目的を理解し、プラザの事業企画・運営に参画する意欲のある者のうちから、青少年交流プラザ所長（以下「所長」という。）が選任する。

3 委員は年度ごとに選任するものとする。ただし、再度の選任を妨げない。

4 所長は、委員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該企画委員を解任することができる。

(1) 辞退を申し出たとき

(2) 活動内容に反した行為を行ったとき

(3) 名古屋市の信用を著しく損なう行為を行ったとき

5 企画委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

6 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員長は会務を総括し、企画委員会の会議の議長となる。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

9 委員は、名古屋市青少年交流プラザ青少年育成サポーター登録要綱（以下「育成サポーター要綱」という。）に定める青少年育成サポーターに登録するものとし、委員の謝金については、育成サポーター要綱第8条によるものとする。

10 企画委員会にはアドバイザーを置くことができる。

11 企画委員会の活動にあたっては、プラザ職員が助言、指導を行うこととする。

(活動内容)

第3条 企画委員会は、次の活動を行う。

(1) 意見の表明

プラザの事業企画・運営に対して意見を表明する。表明された意見について、所長はプラザの事業企画・運営にあたり尊重する。

(2) 事業の企画・運営

青少年の社会参加体験事業や青少年相互の交流などのプラザ事業を必要に応じて企画・運営する。

(3) 地域貢献活動

市や区役所など行政組織、町内会、商店街、又はNPO等の地域組織との連携による活動を企画・運営する。

(4) 広報・情報発信

企画委員会ははじめプラザの活動の情報を発信する。

(庶務)

第 4 条 企画委員会の庶務は、プラザにおいて行う。

(その他)

第 5 条 この定めに定めるもののほか、必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。